

おくやみ ハンドブック

十日町市

ご親族の方のご逝去に心からお悔やみ申し上げます。
身近な方が亡くなられた後の手続きについては、お亡くなりになった方
によって手続きが異なります。
十日町市では、市役所で行っていただく主な手続きについて、ハンドブック
にまとめました。
このハンドブックが、ご遺族の皆さまに少しでもお役に立てば幸いです。

2023年発行



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

2023年11月発行

発行:十日町市 編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています。

十日町市
地域密着
企業

出張相談
対応

相続のことなら

行政書士春日敏幸事務所に お任せください

相続は全て同じではなく複雑なため、人それぞれ悩みは違います。

「こんなに相続が大変だと思わなかった」

「最初から相談しておけばよかった」

そんな思いをする前に、円満に解決できるよう
多角的な目線でサポートいたします。

ごあいさつ

急な相続でお困りではないですか？

親身になり、ご相談を受けさせていただきます。

是非当事務所を解決の糸口として、ご利用ください。

行政書士 春日敏幸

経歴

新潟県十日町市(旧川西町)生まれ
25年間十日町市役所勤務
新潟県行政書士会登録、開業

相続手続き

遺産分割

相続関係説明図

専門家同士のネットワークを活用し、問題を解決いたします!
まずはお気軽にご相談ください!



行政書士
春日敏幸事務所

■遺言・終活支援 ■官公庁業務 ■起業支援 ■許認可申請等

☎025-768-3069

営業時間 9:00~16:00 | 〒948-0144 十日町市水口沢27番地3



ホームページ

市役所での手続きチェックリスト

区分	手続きが必要な人	主な手続き	担当課	参照ページ
住民登録	印鑑登録をしていた	●印鑑登録証(カード)の返還	市民生活課	4
	マイナンバーカードおよび通知カード、住民基本台帳カードを持っていた	●カードの返納	市民生活課	4
年金	国民年金または厚生年金を受給していた	●未支給年金の請求	市民生活課	4
	国民年金に加入していた	●遺族基礎年金・寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求	市民生活課	5
	農業者年金受給者または農業者年金加入者	●死亡の届出 ●未支給年金・死亡一時金の請求	農業委員会事務局	5
健康保険	国民健康保険に加入していた	●各種証の返却 ●葬祭費の申請 ●相続人代表者の届出	市民生活課	6
	後期高齢者医療制度に加入していた(75歳以上、または65歳から74歳までの方で一定の障がいがある方)	●各種証の返却 ●葬祭費の申請 ●相続人代表者の届出	市民生活課	6
介護保険	65歳以上または要支援・要介護認定を受けていた	●介護保険被保険者証等の返還 ●介護保険料の精算(65歳以上の方)	福祉課	7
医療	米ねっとカードを所持していた	●うおぬま・米ねっと利用中止申請	地域ケア推進課	7
高齢者福祉	緊急通報装置を貸与していた	●緊急通報装置の撤去(撤去届)	福祉課	7
	高齢者外出支援サービスによるタクシー等利用券の支給を受けていた	●タクシー等利用券の返還	福祉課	7
障がい福祉	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を所有していた	●各種手帳の返還	福祉課	8
	重度心身障がい者医療費助成(県障)の資格喪失者	●資格喪失 ●償還払い	福祉課	8
	交通費助成の利用者	●タクシー等利用料金助成 ●通院交通費助成 ●通所交通費助成 ●人工透析者交通費助成	福祉課	8
	特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の対象者	●死亡の届出 ●未支給手当の請求	福祉課	9
	重度心身障がい者介護手当・在宅重度重複障害者介護見舞金の対象者	●死亡の届出 ●未支給手当の請求	福祉課	9
	精神障がい者医療費助成を受けていた	●助成申請 ●受給者変更	福祉課	9
	心身障害者扶養共済制度の加入者、対象者または管理者	●年金加入者が亡くなった場合 ●年金を受給する障がい者または年金管理者が亡くなった場合 ●年金受給前に障がい者が亡くなった場合	福祉課	10
	おもいやり駐車場利用証の利用者	●利用証の返還	福祉課	10

区分	手続きが必要な人	主な手続き	担当課	参照ページ
税金	市・県民税が課税されている	●相続人代表者の届出	税務課	10
	固定資産、未登記家屋を所有している	●相続人代表者の届出 ●未登記家屋の所有者変更の届出	税務課	11
	市税を口座振替で納付されている	●口座振替の変更・解約	税務課	11
バイク・小型特殊	原動機付自転車、小型特殊自動車(トラクターなど)を所有している	●廃車 ●名義変更	税務課	11
こども	児童手当の対象児童が亡くなったまたは受給者が亡くなった	●未支払請求(未払い分の児童手当の請求) ●認定請求(受給者の変更) ●額改定届(減額改定)または受給事由消滅届	子育て支援課	12
	児童扶養手当の対象児童が亡くなったまたは受給者が亡くなった	●児童扶養手当額改定届または資格喪失届 ●児童扶養手当受給資格者死亡届 ●未払い分の児童扶養手当の請求	子育て支援課	12
	子ども医療費助成の受給者	●受給資格内容変更届	子育て支援課	12
	ひとり親家庭等医療費助成の受給者	●受給資格喪失届 ●子ども医療費助成受給者証交付申請書	子育て支援課	13
	児童クラブ児童、園児の保護者または園児のいる世帯の世帯員が亡くなった	●保護者または世帯状況の変更	子育て支援課	13
	小・中学生がいる世帯の生計維持者	●生活困窮に伴う就学援助申請	教育総務課	13
奨学金	奨学金を返還中である	●奨学金等返還減免申請	教育総務課	13
上下水道	上下水道を使用していた	●上下水道使用の休止(不要の場合) ●上下水道使用者・所有者の名義変更	上下水道課	14
	浄化槽を管理していた	●浄化槽管理者の変更 ●合併浄化槽の使用休止	上下水道課	14
	下水道受益者負担金・分担金を納付中、または猶予中	●受益者の変更 ●納付代理人の登録	上下水道課	14
森林	森林の所有者	●森林の土地所有者届	農林課	14
農地	農地所有者	●相続登記を行った旨の届出	農業委員会事務局	14
住宅	住居が不在になる場合	●戸別受信機(防災行政無線)、防災ラジオの返却	防災安全課	15
	公営住宅入居者	●住宅入居親族異動届 ●住宅入居・駐車場使用承継承認申請書 ●住宅入居・駐車場使用請書 ●住宅・駐車場明渡届	都市計画課 建築住宅係	15
	し尿の汲み取りトイレを使用している世帯	●世帯主の変更	環境衛生課	15
飼い犬	飼い犬の飼い主であった	●犬の登録事項変更届	環境衛生課	15

“心と心をつなぐ” お墓を守る お手伝いをします!

必ず
確認!!

納骨の前にする3つのチェックリスト

- ✓ 納骨する為のお墓の入口の場所
- ✓ お花立はぐらつきはないか
- ✓ 線香・ロウソク立はあるか

お電話一本で
現地確認もさせて
いただきます。



池田石材の クリーニング&リフォームメニュー

プロにお任せください!

キレイな修理と耐久性のあるクリーニング

角欠け直し、
キズの修復など

1万円~



石塔の汚れを落とします。
素材を傷めず、汚れ防止
補材を塗布します。



3.5万円~

お墓の継目を
綺麗に目地補修

1.5万円~



文字や絵柄を彫刻したい
彫刻している文字を消したい

3.5万円~

お墓の隙間を直す
お墓にズレ、傾きがある

2.5万円~



掃除、メンテナンスが 簡単になるリフォーム



お問い合わせがよくあるリフォーム
線香・ロウソク立 お花立 塔婆立

線香・ロウソク立を綺麗にして、
燃えカスやロウソクの
残りを簡単清掃

1.5万円~



お墓の草抜き、砂利の汚れが気にな
る場合は張石施工すると管理が
楽になり、見栄えも
良くなります。



3万円~

お花立の穴あけで
お花も長持ち

1対 1.6万円~



納骨の入口を大きくして、お骨を
崩さず入れるように加工



4.5万円~

塔婆立は仏様の供養塔です。
下に伏せたり紐で括りつけて
粗末に扱わず、塔婆立に
入れて供えましょう。

2.5万円~



お骨が満杯になる前に納骨穴の拡張

6万円~

ご相談・お見積りは
無料で承ります

このような
ご相談がありました

たくさんある遺品をどこから
整理すれば良いか分からない

灯籠・石垣の撤去

ブロック塀や家の周囲の
コンクリートの傷みが気になる

お墓の整理、維持管理、お墓の移転
手元供養したい、永代供養したい

お仏壇のお洗濯、処分、
御位牌の購入等相談したい

お墓に関することはもちろん
どんな些細なことでも

お気軽にご相談ください。
みなさまのお気持ちに
寄り添い対応いたします。



※費用は最低価格です。出張費やサイズによって価格は変動します。
詳細はお問合せください。

ホームページ

株式会社 池田石材興業

☎025-752-2988

メールアドレス targetzenmondo@gmail.com
〒948-0056 新潟県十日町市高田町5丁目541-1



市役所以外での主な手続き一覧

区分	手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	共済年金	請求手続き	加入していた共済組合に直接連絡してください。
	国民年金基金 全国国民年金基金	請求手続き	新潟支部 ☎0120-65-4192
	企業年金	請求手続き	企業年金連合会 ☎0570-02-2666
	遺族厚生年金の請求	請求手続き	日本年金機構六日町年金事務所 ☎025-716-0008 予約受付専用電話(ナビダイヤル) ☎0570-05-4890
	恩給	請求手続き	総務省恩給相談室 ☎03-5273-1400
	生命保険	死亡保険金の請求・ 入院給付金の請求など	加入している生命保険会社
	口座振替	引落口座の変更	各金融機関 など
	預貯金口座	口座凍結解除手続き	各金融機関 など
	株式等	名義変更	各証券会社 など
	遺言書	検認・開封	十日町法務局 ☎025-752-2575
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約	各契約会社 など
	インターネット	名義変更・解約	各契約会社 など
	NHK受信料	名義変更・解約	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約	領収書に記載されている会社および営業所
	運転免許証	返納	十日町地区安全協会 ☎025-757-6055 十日町警察署交通課 ☎025-752-0110
	クレジットカード	解約	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記	十日町法務局 ☎025-752-2575 (P16、P17の内容もご参照ください)
	国税関係 (相続税、所得税、消費税)	相続税・所得税・消費税申告	十日町税務署 ☎025-752-3181
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局

相続手続きを お手伝いいたします

初回相談無料

出張訪問対応

行政書士 櫻井賢事務所

よくあるお困りごと

何から手をつけていいかわからない

調べてみたら
祖父名義の
不動産がある

誰が
相続人になるのかわからない



働いているので
手続きに行く
時間がない

亡くなった
父名義の預金を
解約したいの
だけど…

とりあえず
専門家に
相談したい

相続に関するお困りごと 何でもご相談ください

●相続手続き ●公正証書遺言 ●任意後見契約 ●家族信託



お客様に寄り添い、円満な相続の実現を目指して全力でサポートいたします。
ご都合に合わせて、休日・夜間でも出張対応いたします。

相続・承継の問題は財産や家族構成などにより実に様々です。必要に応じて、提携先の税理士・司法書士などの専門家と連携して、丁寧に対応いたします。

さくら い まさる

行政書士 櫻井賢事務所

☎025-793-7724 受付時間 平日 9:00~17:30

〒946-0063 新潟県魚沼市家中932番地 | <https://uonuma-souzoku.com/>

ホームページ



お問合せフォーム



市役所での手続き

印鑑登録をしていた

亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。同時に、印鑑登録証(カード)は無効となりますので、返却または破棄してください。

手続き・持ち物

●印鑑登録証(カード)の返還

- 亡くなられた方の印鑑登録証(カード)

受付窓口

市民生活課市民係(本庁舎1階①番窓口) ☎025-757-3116
または各支所地域振興課市民係
川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-2513
松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-3152

マイナンバーカードおよび通知カード、住民基本台帳カードを持っていた

亡くなられた方がマイナンバーカードおよび個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。お持ちの場合は、返納いただくか、裁断して処分してください。

※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返納後確認することができなくなります。相続などのすべてのお手続きが完了してから返納いただくか、番号を控えておくことをおすすめします。

手続き・持ち物

●カードの返納

- 亡くなられた方のマイナンバーカード
 亡くなられた方の個人番号通知カード
 亡くなられた方の住民基本台帳カード

受付窓口

市民生活課市民係(本庁舎1階③番窓口) ☎025-757-3116
または各支所地域振興課市民係
川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-2513
松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-3152

国民年金または厚生年金を受給していた

亡くなられた方の状況により手続きが異なります。まずは年金機構にお問い合わせください。

日本年金機構六日町年金事務所 ☎025-716-0008(予約受付専用電話(ナビダイヤル)0570-05-4890)
請求者の要件の確認や、下記以外の書類が必要な場合もあります。

手続き・持ち物

●未支給年金の請求

- 請求者の本人確認書類 請求者の預金通帳
 請求者のマイナンバーがわかるもの 亡くなられた方の年金証書
 請求者と亡くなられた方の関係がわかる戸籍謄本等

受付窓口

市民生活課国保年金係(本庁舎1階④番窓口) ☎025-757-3748
または各支所地域振興課市民係
川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-2513
松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-3152

期限

受給権者の年金の支払い日の翌月の初日から5年以内

国民年金に加入していた

亡くなられた方の状況により手続きが異なります。まずは年金機構にお問い合わせください。
日本年金機構六日町年金事務所 ☎025-716-0008 (予約受付専用電話(ナビダイヤル)0570-05-4890)
受給要件の確認や、下記以外の書類が必要な場合もあります。

手続き・持ち物

- 遺族基礎年金・寡婦年金の請求
 - 請求者の本人確認書類 請求者の預金通帳
 - 請求者のマイナンバーがわかるもの
 - 亡くなられた方の年金証書、年金手帳または基礎年金番号通知書
 - 請求者と亡くなられた方の関係がわかる戸籍謄本等
 - 死亡診断書の写し
- 死亡一時金の請求
 - 請求者の本人確認書類 請求者の預金通帳
 - 請求者のマイナンバーがわかるもの
 - 亡くなられた方の年金証書、年金手帳または基礎年金番号通知書
 - 請求者と亡くなられた方の関係がわかる戸籍謄本等

受付窓口

市民生活課国保年金係(本庁舎1階④番窓口) ☎025-757-3748
または各支所地域振興課市民係
川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-2513
松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-3152

期限

死亡一時金: 死亡日の翌日から2年以内
それ以外: 死亡日の翌日から5年以内

農業者年金受給者または農業者年金加入者

死亡の届出、未支給年金・死亡一時金の請求手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 死亡の届出
 - 農業者年金被保険者証(被保険者) 農業者年金証書(受給権者)
 - 亡くなられた方の戸籍謄本等
- 未支給年金・死亡一時金の請求
 - 農業者年金被保険者証(被保険者) 農業者年金証書(受給権者)
 - 亡くなられた方の戸籍謄本等
 - 受給権者の死亡当時、請求者が受給権者と生計を同じくしていたことがわかる書類(同一生計証明や住民票の写し等)

受付窓口

農業委員会事務局(本庁舎2階) ☎025-757-3286
または各支所農業委員会事務所
川西事務所 ☎025-768-4951・中里事務所 ☎025-763-2515
松代事務所 ☎025-597-2222・松之山事務所 ☎025-596-3132

期限

亡くなられた日から10日以内

国民健康保険に加入していた

亡くなられた方が国民健康保険に加入されていた場合は保険証等を返却ください。また、喪主に葬祭費(50,000円)が支給されます(十日町市の国民健康保険に加入後3ヶ月以内で、以前に加入していた健康保険から葬祭費に相当する給付を受ける方は対象とならない場合があります)。亡くなられた方に国民健康保険税の未納または還付等がある場合、相続人代表者に通知を送付します(法定相続人が届出てください)。

手続き・持ち物

●各種証の返却

- 亡くなられた方の保険証 限度額適用認定証(お持ちの方のみ)
- 限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方のみ)
- 特定疾病療養受療証(お持ちの方のみ)

●葬祭費の申請

- 葬儀を行った方の振込先金融機関口座のわかるもの

●相続人代表者の届出

- 相続人代表者の振込先金融機関口座のわかるもの

受付窓口

市民生活課国保年金係(本庁舎1階⑤番窓口) ☎025-757-3735

または各支所地域振興課市民係

川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-2513

松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-3152

期限

各種証の返納: すみやかに

葬祭費の支給申請: 葬儀を行った日の翌日から2年間

後期高齢者医療制度に加入していた

(75歳以上、または65歳から74歳までの方で一定の障がいがある方)

亡くなられた方が後期高齢者医療制度に加入されていた場合は保険証等を返却ください。また、喪主に葬祭費(50,000円)が支給されます(ただし、職場などの健康保険から後期高齢者医療制度に移行後3ヶ月以内の方で、以前の健康保険から葬祭費に相当する支給を受ける方は対象とならない場合があります)。亡くなられた方に後期高齢者医療保険料の未納または還付等がある場合、相続人代表者に通知を送付します(法定相続人が届出てください)。

手続き・持ち物

●各種証の返却

- 亡くなられた方の保険証 限度額適用認定証(お持ちの方のみ)
- 限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方のみ)
- 特定疾病療養受療証(お持ちの方のみ)

●葬祭費の申請

- 葬儀を行った方の振込先金融機関口座のわかるもの

- 印鑑(葬儀を行った方以外が手続きに来られるとき)

●相続人代表者の届出

- 相続人代表者の振込先金融機関口座のわかるもの

- 印鑑(相続人代表者以外が手続きに来られるとき)

受付窓口

市民生活課国保年金係(本庁舎1階⑤番窓口) ☎025-757-3735

または各支所地域振興課市民係

川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-2513

松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-3152

期限

各種証の返納: すみやかに

葬祭費の支給申請: 葬儀を行った日の翌日から2年間

65歳以上または要支援・要介護認定を受けていた

65歳以上または要支援・要介護認定を受けていた方は、介護保険に関する手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 介護保険被保険者証等の返還
 - 介護保険被保険者証(相続や税の申告等の手続きで使用する場合もありますので、必要に応じてコピーをお取りください)
 - 介護保険負担割合証(お持ちの方)
 - 介護保険負担限度額認定証(お持ちの方)
- 介護保険料の精算(65歳以上の方)
 - 相続人名義の預金通帳

受付窓口

福祉課介護保険係(本庁舎1階⑨番窓口) ☎025-757-3757
福祉課介護認定審査係(本庁舎1階⑨番窓口) ☎025-757-5667
または各支所地域振興課市民係
川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-2513
松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-3152

期限

すみやかに

米ねっとカードを所持していた

亡くなられた方が米ねっとカードをお持ちであった場合、利用中止申請が必要です。

手続き・持ち物

- うおぬま・米ねっと利用中止申請 米ねっとカード

受付窓口

地域ケア推進課地域医療推進係(医療福祉総合センター2階) ☎025-757-3511
福祉課介護保険係(本庁舎1階⑨番窓口) ☎025-757-3757
または各支所地域振興課市民係
川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-3121
松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-2169

緊急通報装置を貸与していた

緊急通報装置の利用者が亡くなられた時に装置撤去の手続きが必要です。後日業者が装置の撤去に伺いますので、撤去に立ち会いが可能な方を撤去届に記入いただきます。撤去の日程は立ち合い者に業者が連絡します。撤去届は受付窓口にご用意していますが、市ホームページにも掲載されています。

手続き・持ち物

- 緊急通報装置の撤去(撤去届)
 - 緊急通報装置撤去届(受付窓口での記入可)

受付窓口

福祉課高齢者支援係(本庁舎1階⑧番窓口) ☎025-757-9758
または各支所地域振興課市民係
川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-3121
松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-2169

期限

すみやかに(装置設置期間中は月々の利用料が発生する場合があります)

高齢者外出支援サービスによるタクシー等利用券の支給を受けていた

亡くなられた方が高齢者外出支援サービスによるタクシー等利用券の支給を受け、未使用の利用券がある場合は返還が必要です。

手続き・持ち物

- タクシー等利用券の返還 未使用のタクシー等利用券

受付窓口

福祉課高齢者支援係(本庁舎1階⑧番窓口) ☎025-757-9758
または各支所地域振興課市民係
川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-3121
松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-2169

期限

すみやかに

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を所有していた

亡くなられた方が下記の手帳を所持していた場合、返還が必要です。

また、下記の手帳を申請中に亡くなった場合も手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

手続き・持ち物

●各種手帳の返還

- 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳

受付窓口

福祉課障がい福祉係(本庁舎1階⑦番窓口) ☎025-757-3782

または各支所地域振興課市民係

川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-3121

松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-2169

期限

すみやかに

重度心身障がい者医療費助成(県障)の資格喪失者

重度心身障がい者医療費助成(県障)をお持ちだった方は資格喪失の手続きが必要です。

また、県障の対象となる医療費にもかかわらず未精算の医療費がある場合は償還払いの手続きができます。

手続き・持ち物

●資格喪失

- 受給者証

●償還払い

- 未精算の領収書 相続人の振込先が確認できるもの(通帳の写しなど)

受付窓口

福祉課障がい福祉係(本庁舎1階⑦番窓口) ☎025-757-3782

または各支所地域振興課市民係

川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-3121

松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-2169

期限

すみやかに

交通費助成の利用者

亡くなられた方が交通費助成の対象となっていた場合で、未申請のものがある場合は相続人にお支払いをします。

手続き・持ち物

●タクシー等利用料金助成

- タクシー等の領収書(氏名が入ったもの)
 相続人の振込先が確認できるもの(通帳の写しなど)

●通院交通費助成

- 自宅から5km以上離れた医療機関の領収書4枚
 相続人の振込先が確認できるもの(通帳の写しなど)

●通所交通費助成

- 通所証明書 相続人の振込先が確認できるもの(通帳の写しなど)

●人工透析者交通費助成

- 透析を受けていた医療機関の領収書
 相続人の振込先が確認できるもの(通帳の写しなど)

受付窓口

福祉課障がい福祉係(本庁舎1階⑦番窓口) ☎025-757-3782

または各支所地域振興課市民係

川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-3121

松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-2169

期限

すみやかに

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の対象者

亡くなられた方が上記手当の受給者もしくは手当の対象児であった場合、下記の手続きなどが必要です。

手続き・持ち物

- 死亡の届出
 - 手当証書(特別児童扶養手当の場合のみ)
- 未支給手当の請求
 - 振込先が確認できるもの(通帳の写しなど)
 - 請求される方の状況によって必要な書類が異なる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

受付窓口

福祉課障がい福祉係(本庁舎1階⑦番窓口) ☎025-757-3782
または各支所地域振興課市民係
川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-3121
松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-2169

期限

すみやかに

重度心身障がい者介護手当・在宅重度重複障害者介護見舞金の対象者

亡くなられた方が上記手当の受給者もしくは手当の対象者(児)であった場合、下記の手続きなどが必要です。

手続き・持ち物

- 死亡の届出
- 未支給手当の請求
 - 振込先が確認できるもの(通帳の写しなど)

受付窓口

福祉課障がい福祉係(本庁舎1階⑦番窓口) ☎025-757-3782
または各支所地域振興課市民係
川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-3121
松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-2169

期限

すみやかに

精神障がい者医療費助成を受けていた

精神障がい者医療費助成を受けている方が亡くなった場合の手続きです。

亡くなられた方が受療者で、未申請の助成がある場合は、申請が必要です。

亡くなられた方が受給者で、受給者と受療者が異なる場合では受給者の変更手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 助成申請
 - 医療機関記入済みの精神障害者医療費助成申請書
- 受給者変更
 - 振込先が確認できるもの(通帳の写しなど)

受付窓口

福祉課障がい福祉係(本庁舎1階⑦番窓口) ☎025-757-3782
または各支所地域振興課市民係
川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-3121
松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-2169

期限

すみやかに

心身障害者扶養共済制度の加入者、対象者または管理者

亡くなられた方が心身障害者扶養共済制度の加入者、対象の障がい者、年金管理者のいずれかであった場合の手続きです。

手続き・持ち物

●年金加入者が亡くなった場合

- 原本証明された死亡診断書(死体検案書) 加入者の住民票除票
- 障がい者の住民票 年金管理者の住民票(管理者指定する場合)
- 振込先が確認できるもの(通帳の写しなど) 振込先の銀行印

●年金を受給する障がい者または年金管理者が亡くなった場合

- 特になし(所定様式の提出のみ)

●年金受給前に障がい者が亡くなった場合

- 加入者の住民票 障がい者の住民票除票
- 振込先が確認できるもの(通帳の写しなど) 振込先の銀行印

受付窓口

福祉課障がい福祉係(本庁舎1階⑦番窓口) ☎025-757-3782
または各支所地域振興課市民係
川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-3121
松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-2169

期限

すみやかに

おもいやり駐車場利用証の利用者

亡くなられた方が新潟県おもいやり駐車場利用証を所持していた場合は、利用証の返還が必要です。

手続き・持ち物

●利用証の返還

- おもいやり駐車場利用証

受付窓口

福祉課障がい福祉係(本庁舎1階⑦番窓口) ☎025-757-3782
または各支所地域振興課市民係
川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-3121
松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-2169

期限

すみやかに

市・県民税が課税されている

亡くなられた方に納めていただく市・県民税がある場合は、代表者の方に納税通知書をお送りします。

手続き・持ち物

●相続人代表者の届出

- 相続人代表者の本人確認書類

受付窓口

税務課市民税係(本庁舎1階⑬番窓口) ☎025-757-3716
または各支所地域振興課市民係
川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-2513
松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-3152

期限

すみやかに

固定資産、未登記家屋を所有している

固定資産の相続登記が完了するまでの間、法定相続人の中から新しい納税義務者(相続人代表者)を指定していただきます。亡くなられた方が未登記家屋を所有していた場合、正式な手続きとしては登記をしていただく必要がありますが、登記ができない場合は、名義変更の届出が必要です。

手続き・持ち物

●相続人代表者の届出

- 相続人代表者の本人確認書類 納税通知書
 相続人であることがわかる書類(戸籍謄本など)

●未登記家屋の所有者変更の届出

- 相続人代表者の本人確認書類 納税通知書
 相続人であることがわかる書類(戸籍謄本など)

受付窓口

税務課家屋資産税係(本庁舎1階⑬番窓口) ☎025-755-5131
税務課土地資産税係(本庁舎1階⑬番窓口) ☎025-757-3728
または各支所地域振興課市民係
川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-2513
松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-3152

期限

すみやかに

市税を口座振替で納付されている

口座振替をされている方が亡くなられた場合、金融機関で口座振替の変更または解約の手続きをしていただきます。

手続き・持ち物

●口座振替の変更・解約

- 口座振替依頼書 振替口座の届出印

受付窓口

登録をする金融機関窓口

期限

すみやかに

原動機付自転車、小型特殊自動車(トラクターなど)を所有している

車両を処分する場合は、ナンバープレートの返却と廃車の手続きが必要です。

十日町市民の方が新しい所有者(名義人)となる場合は、名義変更の手続きが必要です。

十日町市民以外の方が新しい所有者(名義人)となる場合は、十日町市で廃車の手続きを行った後、住所地の市区町村で名義変更の手続きを行ってください。

手続き・持ち物

●廃車

- 相続人代表者の本人確認書類 ナンバープレート

●名義変更

- 本人確認書類

受付窓口

税務課市民税係(本庁舎1階⑬番窓口) ☎025-757-3716
または各支所地域振興課市民係
川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-2513
松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-3152

期限

すみやかに

児童手当の対象児童が亡くなったまたは受給者が亡くなった

18歳の誕生日後の最初の3月31日までの算定児童が対象です。

・児童が亡くなった時:額改定届(減額改定)または受給自由消滅届

・受給者が亡くなった時:未支払い請求、認定請求

※公務員の方は職場にお問い合わせください。

※状況により必要な書類が異なる場合がありますので事前にお問い合わせください。

手続き・持ち物

●未支払請求(未払い分の児童手当の請求)

請求する児童名義の振込口座が分かるもの(預金通帳等)

●認定請求(受給者の変更)

新しく受給者となる方の振込口座が分かるもの(預金通帳等)

●額改定届(減額改定)または受給事由消滅届

受付窓口

子育て支援課子育て支援係(本庁舎1階⑪番窓口) ☎025-757-3719

または各支所地域振興課市民係

川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-3121

松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-3152

期限

すみやかに(認定請求は死亡日の翌日から15日以内)

児童扶養手当の対象児童が亡くなったまたは受給者が亡くなった

児童扶養手当の対象児童又は受給者が亡くなった時に手続きが必要です。

・児童が亡くなった時:児童扶養手当額改定届または資格喪失届

・受給者が亡くなった時:児童扶養手当受給資格者死亡届、未払い分の児童扶養手当の請求

手続き・持ち物

●児童扶養手当額改定届または資格喪失届

児童扶養手当証書

●児童扶養手当受給資格者死亡届

受給者の死亡日が記載された戸籍謄本(抄本)または死亡診断書の写し

●未払い分の児童扶養手当の請求

児童扶養手当証書

請求する児童名義の振込口座の分かるもの(預金通帳等)

受給者の死亡日が記載された戸籍謄本(抄本)または死亡診断書の写し

受付窓口

子育て支援課子育て支援係(本庁舎1階⑪番窓口) ☎025-757-3719

または各支所地域振興課市民係

川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-3121

松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-3152

期限

すみやかに

子ども医療費助成の受給者

子ども医療費助成の受給者が亡くなった時に手続きが必要です。

手続き・持ち物

●受給資格内容変更届

対象児童の健康保険証 子ども医療費助成受給者証

受付窓口

子育て支援課子育て支援係(本庁舎1階⑪番窓口) ☎025-757-3719

または各支所地域振興課市民係

川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-3121

松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-3152

期限

すみやかに

ひとり親家庭等医療費助成の受給者

ひとり親家庭等医療費助成の受給者が亡くなった時に手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 受給資格喪失届
- ひとり親家庭等医療費助成受給者証
- 子ども医療費助成受給者証交付申請書
- 対象児童の健康保険証

受付窓口

子育て支援課子育て支援係(本庁舎1階⑪番窓口) ☎025-757-3719
または各支所地域振興課市民係
川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-3121
松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-3152

期限

すみやかに

児童クラブ児童、園児の保護者または園児のいる世帯の世帯員が亡くなった

保育園等に入園している児童またはその保護者および世帯員が亡くなった時に手続きが必要です。
児童クラブ利用児童の保護者が亡くなったときには保護者の変更の手続きが必要です(電話連絡でも対応可能)。

手続き・持ち物

- 保護者または世帯状況の変更
- 届出事項変更届

受付窓口

子育て支援課子育て支援係(本庁舎1階⑪番窓口) ☎025-757-3719
子育て支援課保育園係(本庁舎1階⑪番窓口) ☎025-757-9169
または各支所地域振興課市民係
川西支所 ☎025-768-4956・中里支所 ☎025-763-3121
松代支所 ☎025-597-2221・松之山支所 ☎025-596-3152

期限

すみやかに

小・中学生がいる世帯の生計維持者

生計を維持していた方が亡くなったなどの事情により、その世帯員(子)の市立学校の就学費用にお困りの場合、その費用の一部の援助を受けられる場合があります。

※すでに援助を受けていて、振込口座の変更が必要な場合も手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 生活困窮に伴う就学援助申請
- 本人確認書類(運転免許証等) 申請者の振込口座確認書類

受付窓口

教育総務課(川西庁舎3階) ☎025-757-3118
または各市立小学校

期限

すみやかに

奨学金を返還中である

十日町市奨学金を返還中に亡くなったとき、連帯保証人による手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 奨学金等返還減免申請
- 本人確認書類(運転免許証等)

受付窓口

教育総務課(川西庁舎3階)
☎025-757-3118

期限

すみやかに

上下水道を使用していた

水道の利用者・所有者の名義変更や利用を休止する場合は、受付窓口にお問合わせください。また、ホームページからパソコン、スマートフォンによるお手続きも可能です。なお、上下水道料金センターへの連絡・手続きをしなかった場合、手続き完了までの間、上下水道料金が発生しますのでご注意ください。加えて、冬期の冷え込みが厳しい時に水道管が凍結し、漏水する事態が年々増えています。漏水の状況によっては、上下水道料金が高額になる恐れがあります。長期間、水道を利用しない場合は休止の手続きをおすすめします。

手続き・持ち物

●上下水道利用の休止(不要の場合)

休止する水道・下水道のお客番号 精算料金のお支払方法 印鑑

●上下水道利用者・所有者の名義変更

名義を変更する水道・下水道のお客番号 印鑑

受付窓口

上下水道料金センター(十日町市下水処理センター内) ☎025-757-3115

期限

すみやかに

浄化槽を管理していた

合併浄化槽の利用を休止する場合や引き続き合併浄化槽を利用される場合は、受付窓口にお問合わせください。また、ホームページからパソコン、スマートフォンによるお手続きも可能です。

手続き・持ち物

●浄化槽管理者の変更 印鑑

●合併浄化槽の利用休止

受付窓口

上下水道課下水道係(十日町市下水処理センター内) ☎025-757-3141

期限

すみやかに

下水道受益者負担金・分担金を納付中、または猶予中

受益者の変更や納付代理人の登録といったお手続きが必要となりますので、受付窓口にお問合わせください。

手続き・持ち物

●受益者の変更

印鑑

●納付代理人の登録

受付窓口

上下水道課下水道係(十日町市下水処理センター内) ☎025-757-3141

期限

すみやかに

森林の所有者

手続き・持ち物

●森林の土地所有者届

森林の土地所有者の届出書

登記簿謄本や遺産分割協議書など相続が確認できる書類の写し

受付窓口

農林課林業振興係(本庁舎2階) ☎025-757-9917

期限

相続開始の日から90日以内

農地所有者

農地を相続した旨の届出が必要です(農地法第3条の3第1項の規定による届出)。

手続き・持ち物

●相続登記を行った旨の届出

相続が確認できる書類の写し(登記簿謄本)

農業委員会事務局(本庁舎2階) ☎025-757-3286

または各支所農業委員会事務所

川西事務所 ☎025-768-4951・中里事務所 ☎025-763-2515

松代事務所 ☎025-597-2222・松之山事務所 ☎025-596-3132

受付窓口

・相続登記:所有権を取得したことを知った日から3年以内

・農地法第3条の3第1項の規定による届出:相続してから10か月以内

期限

住居が不在になる場合

住居が不在になる場合は、市から貸与している戸別受信機(防災行政無線)、防災ラジオの返却が必要です。
(各支所地域振興課または各地区公民館への返却も可能)

手続き・持ち物

●戸別受信機(防災行政無線)、防災ラジオの返却

戸別受信機(防災行政無線)

防災ラジオ

受付窓口

防災安全課(防災庁舎2階)

☎025-757-3197



戸別受信機



防災ラジオ

公営住宅入居者

公営住宅(市営・県営・特公賃・市有)にお住いの方が亡くなられた時は以下の手続きが必要です。

・住宅契約者が亡くなられた時:住宅入居親族異動届、住宅入居・駐車場使用承継承認申請書、住宅入居・駐車場使用請書

・住宅契約者以外が亡くなられた時:住宅入居親族異動届

・一人で入居されている方が亡くなられた時:住宅入居親族異動届、住宅・駐車場明渡届

手続き・持ち物

●住宅入居親族異動届

死亡の事実を証する書類

●住宅入居・駐車場使用承継承認申請書

亡くなられた方と申請者との関係を証する書類(戸籍謄本等)

死亡の事実を証する書類

●住宅入居・駐車場使用請書

連帯保証人の印鑑登録証明書 連帯保証人の収入額を証する書類

●住宅・駐車場明渡届

受付窓口

都市計画課建築住宅係(本庁舎3階)

☎025-757-9935

期限

すみやかに

し尿の汲み取りトイレを使用している世帯

世帯主が変更になった場合は、担当窓口にご連絡願います。

し尿汲み取り手数料の振替口座名義人変更が必要な場合は、各金融機関窓口で手続きが必要です。

手続き・持ち物

●世帯主が変更になった場合

世帯主の変更(電話連絡でも可)

受付窓口

環境衛生課(十日町市エコクリーンセンター2階)

☎025-752-3924

期限

すみやかに

飼い犬の飼い主であった

亡くなられた方が犬の飼い主であった場合、登録変更の手続きが必要です。

なお、新しい飼い主が市外在住の場合は、住所地の市区町村にご連絡ください。

手続き・持ち物

●犬の登録事項変更届

受付窓口

環境衛生課(十日町市エコクリーンセンター2階)

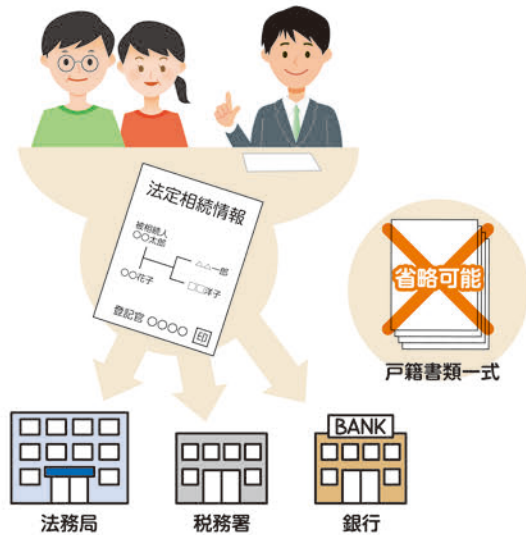
☎025-752-3924

期限

すみやかに

法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)**



次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など

(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- 被相続人の戸籍謄本 被相続人の住民票の除票 相続人の戸籍謄抄本
- 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- 委任状
- (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

- 弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 **この制度は無料で利用できます。**

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

相続登記はお済みですか？

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？



❗ 手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となる恐れがあります。

❗ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

など、思わぬ不利益を受けることも…。

つまり、**思い立った時に対応するのがベスト**です！

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のおりに相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

①相続が発生したこと及び相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ●除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

②相続人全員の住民票の写し

③登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

[手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。]
※委任状必須

法務局HPよりダウンロードが可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と登記申請書を提出し申請します。

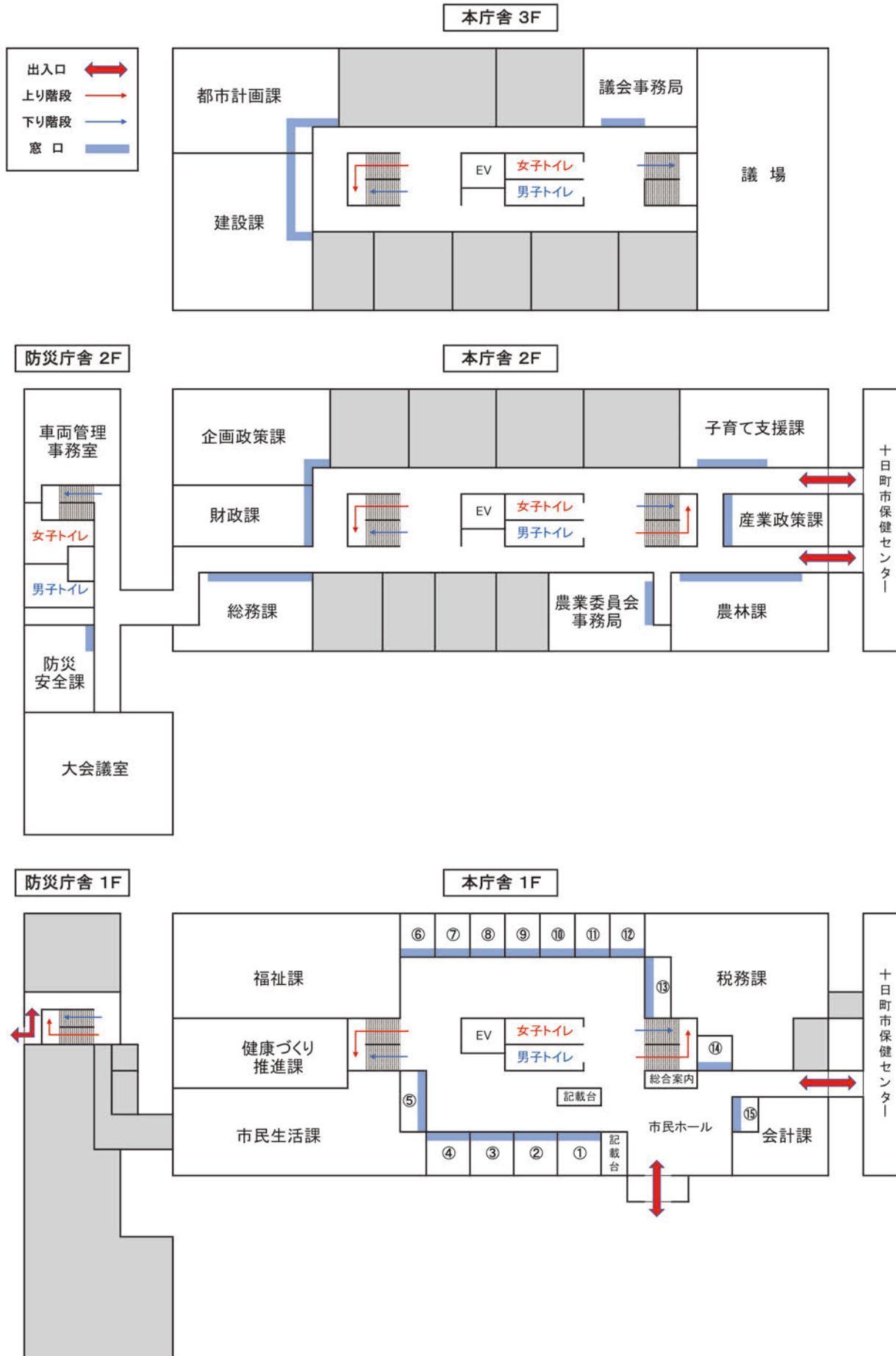
完了

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのためにも「未来に繋がる不動産の相続登記」をお忘れなく！

詳しい手続きは法務省HPまで

法務省HP(<http://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

十日町市役所本庁舎フロアマップ





通夜空間 **おもい 想**

- ご利用された葬家様の意見として
- ◆ 自宅は日常生活のままにしておきたかった。
 - ◆ 専用の施設で使い勝手が良かった。
 - ◆ すべてが整っていて細かな心配がいらなく、葬儀の事に集中することができた。

ご自宅にいるような落ち着きと癒しの空間 大切な人への想いを結ぶ

ご自宅のように、ご利用下さい
ご葬儀を行われる半数のご葬家様よりご利用いただいております

玄関から1階フロア、多目的トイレはお身体の不自由な方もご利用しやすいバリアフリー設計となっております。

1階はご弔問のお客様をお迎えする空間としてご利用いただけます

2階はご遺族様が休憩をとれるプライベートな空間としてご利用いただけます

私達にご満足いただける空間サービスをお届けします



虹のホール

和のぬくもり・温かさ・癒し・ゆとりある空間

ホール式場内

- ご高齢の方にもご安心いただける椅子席でご葬儀を行います。
- 空調が完備されておりますので、季節を問わず快適なご葬儀を執り行えます。
- プロの司会者による葬儀進行で厳粛な告別式が行えます。



ホールロビー

- ご会葬者はこちらでお待ちいただけます。
- 大型モニターで式場内の様子が確認できます。
- ロビー内も空調が完備されており快適な空間です。



虹のホール

ラポート十日町 葬祭センター

〒948-0056 新潟県十日町市高田町6丁目28番地2

フリーダイヤル 0120-889-166

年中
無休





解体工事一式

工期が短く高品質な仕上がり
解体工事は当社にお任せください

空き家対策

不用品回収、買取

遺品生前整理

勇希工業にご相談ください

建設業許可登録許可(般-3)	第46298号
産業廃棄物収集運搬許可	第01505221230号
一般廃棄物処理業許可	第40号
古物商許可	第461250000843号

※一般廃棄物の収集・運搬は自治体の法令等を遵守して行なっております。
※弊社は解体に伴う一般廃棄物の収集・運搬のみ対応しております。

株式会社 勇希工業

十日町市川治1496-1

TEL 025-755-5844 FAX 025-755-5895

